

10. 大学評価と大学図書館

土屋俊(大学評価・学位授与機構)

日本の大学図書館の現状を分析、理解し、その将来の姿を考えるためには、大学図書館が置かれている日本の高等教育という環境について十分な理解をすることが必要であるということである。もうひとつの軸は、学術コミュニケーションのオンライン化とその帰結であり、この二つ、つまり高等教育と学術研究という2つの軸から考えることが大学図書館の理解と展望について不可欠である。この講義では、大学に対する評価事業の背景と現状を概観し、とくに大学図書館がどのようにかかわるのかについて論じる。

大学をなぜ「評価」するのか

世界の中で現代日本の大学に問われる質

1. ここ20年、大学(短大、大学院含む)在学者数はほぼ変化なし(約300万人)で、実際、私学倒産もほとんどない。201年大学+短大の現役志願率60.4%に対して同進学率53.9%、大学(学部)・短大・専門学校進学率(現役)は70.9%。また、4年制大学の志願者合格者62万人うちAO入試を含む特別選抜26万人(以上、平成26年度文部科学省公表値)⇒ たくさんの人が行くたくさんの大学における学習(学生の経験)の質を保証することが必要となってきた ⇒ **大学機関別認証評価**
2. 労働市場の国際化、社会の知識化を前提として、(大学教育は高度に知的な労働者を生み出すので)大学教育市場が「グローバル化」しつつあると考えられている(「大学の国際化」)。現実に先進国の大学生の10%から20%は「留学生」(日本は、例外で、300万人の学生のうち十万人強にとどまる)となっている。このように、学生の流動性が高まり、かつそれを推進するためには、「単位」の質の保証が必要⇒職業資格としての大学卒業の意義づけ。また、学術研究の普遍性を考慮すれば、よりよい研究環境を求めて研究者・教員は移動する(はず)と考えられる。
3. 公的資金が利用されている(国立大学法人運営費交付金・私学助成) ⇒ とくに国立大学について**配分の正当化とその検証のための評価の必要性** ⇒ **国立大学法人評価**
4. 経済規模としては、公的財政と私的な家計をあわせて、[(国立大学運営費交付金+国立大学授業料)+(私立大学授業料+私立大学経常費・施設設備費補助)+(公立大学授業料+自治体補助)+研究助成]が高等教育機関にはいつている(4兆円程度) ⇒ **これに見合う結果(ROI?)を確認する必要がある** ⇒ **日本の高等教育政策の検証**
5. 18歳人口の60%が4年制大学に進学、その他の教育機関(専門学校、省庁立大学校等)を含めると8割近くが中等教育終了後も就学 ⇒ 高等教育の変質? higher education? Postsecondary education? Tertiary education? ⇒ **国の資格枠組み(National Qualifications Framework)**
6. 同様に、大学修了後のいわゆる就職率は、5、6割程度(ただし、就職率の定義と算出は、けっこう面倒)なので、外部的な経済環境もあるが、就業準備機関(大学の「工場モデル」“factory model”)と学術機関(“ivory tower”)の両方であることの意義の再確認の必要性 ⇒ そもそも、学士課程修了者がどのような知識・能力の持ち主であることを大学は保証できるのか ⇒ **大学機関別認証評価**
7. 高等教育サービスに需要をもつ「学生」が消費者として購買するという理解モデル(学生消費者主

義”student consumerism”)の浸透(「全入化」によって買い手市場となる) ⇒ 各供給者(higher education provider)について、それぞれの高等教育というサービス商品の質を知りたいという当然の要求、ないし消費者保護 ⇒ **大学機関別認証評価**

8. 大学で行なわれる研究活動に本来国境はないが、資金はほとんどすべて公的資金であるので、(学術研究成果がそのまま直接的に社会に還元されうべきか、され得るかという議論は別にして) 少なくとも一定の還元を求める圧力は存在するので、研究の学術的価値だけでなく、社会的、経済的影響についても把握する必要がある ⇒ **国立大学法人評価**
9. 「大学教員は研究者でなければならない」ということの社会的承認の自明性の喪失、すなわち、大学では研究と教育が行なわれるといういわゆる「フンボルト理念」の自明性の喪失 ⇒ **教員の教育能力の保証への要求(もともと、**ファカルティ・デベロプメント**推進の背景にある考え方ではあるが、同時に、専任教員が 19 万人いることも重要)**
10. そもそも大学は存続のために規模を拡大する(授業料は前払い払い戻しなし、原則ディスカウントはない)。巨大な組織は官僚化する(とりわけ、大学は公平性、客観性を重視して入学選抜、成績評価、卒業判定を行なう建前なので、規則の山ができる)。しかし、官僚化した組織は自己保存を目的として、規則と前例を盾にとりて自ら変革しない ⇒ **外部からの監視が必要 ⇒ 自己点検・評価⇒外部評価⇒第三者評価**

さらに、諸外国のさまざまな動向と国際連携の機運：

- アメリカにおける高等教育費の高騰問題と MOOC 勃興、accreditation 団体、営利大学等の適格認定と連邦政府の干渉(「単位」の法令化と“competency-based rating”(Obama))
- イギリスにおける高等教育の見直し(サッチャー改革(post-1992 大学群と Quality Assurance Agency)、さらに最近、Department of Industry, Innovation and Skills (BIS) が管掌)、留学生と移民政策、海外進出(ブランチ・キャンパス) ⇒ “Students at the heart of the system”、HEFCE による HEI/FEI 助成枠組み⇒新しい評価制度への提案(2015 年 6 月)
- フランスにおける大学法人化 ⇒ そしていったりきたり
- ドイツにおける「授業料」の導入とその撤廃
- ヨーロッパにおけるボローニャ・プロセス(Bologna Process) ⇒(10 年経過して) 学位の共通化・質保証 ⇒ European Higher Education Area (EHEA)の創設(2010 から。メンバー 49 カ国)。さらにコペンハーゲン・プロセス(VET-LLL、Tuning プロジェクト等、(ヨーロッパ的)複線型中等・高等教育体制における「資格」の調整。ESG の改訂(2015)。学生参加。
- オーストラリア、日中韓による CAMPUS Asia 等々。SEAMEO-RIHED による AIMS 等。日本の留学生政策の変容。さらに、この傾向は、国際的な大学ランキングの勃興(2005 年以降。ここで不思議と bibliometrics などが登場)。
- ASEAN の地域統合が 2015 年。各局面での共通化のなかで高等教育振興が行なわれている。高等教育も同様。同時に中国との関係。

要するに、大学評価は以下の必要性の認識の結果求められている

1. 大学における学生の経験の質と大学教育が生み出す人材の質の保証
2. 資源配分の客観的根拠の確立と検証

3. (以上を含めて、)一般的な社会的な説明責任の履行
4. 各大学の経営の基礎となり、改善、発展の前提となる客観的認識と客観的評価
5. 日本の高等教育の「国際的通用性」の確保

現代の日本における大学評価の現在に至る背景

第二次世界大戦後の大学改革

1. 進駐軍(GHQ)民間情報教育局(CIE)教育課による教育民主化政策の一環としての大学改革(1946年から47年) ⇒ アメリカにおける accreditation 機関による「適格認定」方式の導入を構想
2. あわせて、「大学基準」と大学基準協会(1947) ⇒ 国立、公立、私立に対して同一の基準によって大学としての認定を与える仕組みへの模索(旧制大学の特権の剥奪?)
3. この過程で、CIE、文部省、教育刷新委員会、米国教育使節団、日本側大学関係者(旧帝大側、それ以外)などの相互関係が複雑に関係していた。

「大学設置基準」の施行と相互評価の形骸化ないし消滅、そして、新設大学増から設置審査至上主義

1. 1956年文部省令「大学設置基準」施行によって、文部省が設置する大学設置審議会による厳格な事前審査による設置認可制度が開始
2. 戦後の方向性であったはずの大学の相互評価による自律的な質保証という考え方がなくなり(?)、文部省(およびその審議会を使った)による設置審査が大学政策の中心となった。⇒ 文部省による国立大学の設置政策(筑波大学、「技術科学」大学、新構想教育大学、2大学院大学等)、定員管理(たとえば、1980年代国立大学における臨時増員募集)、および「入試改革」(大学共通第一次学力試験(1979-1989)、大学入試センター試験(1990-、選抜方法の多様化)
3. 大学紛争(1968年)
4. 今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について(答申) (中央教育審議会第22回答申(昭和46年6月11日、諮問は昭和42年)第3章の第2

7 高等教育機関の規模と管理運営体制の合理化

(略)

高等教育機関の管理運営については、その内部組織の割拠を避けるとともに、学の内外におけるさまざまな影響力によって、その教育・研究の一体的・効率的な活動が妨げられることなく、自主的・自律的に運営できる体制を確立すべきである。そのためには、教務・財務・人事・学生指導などの全学的な重要事項については、学長・副学長を中心とする中核的な管理機関による計画・調整・評価の機能を重視するように改善を加える必要がある。また、そのための適当な機関に学外の有識者を加えたり、適当な領域の問題について学生の声を聞いたりして、管理運営を積極的に改善する契機とすることもくふうすべきである。

5. 1970年度から私学助成、1975年私学振興助成法制定 ⇒ 国による私立大学への関与の強化
6. 高等教育学生数の増加(入学者数1960年に約20万人 ⇒ 1980年に約60万人 ⇒ 2000年に約74万人。ピークは、1990年代前半で約80万人)
7. 1970年代から80年代において、大学進学者の増加による「大学の大衆化」「レジャーランド化」
8. 底流として、さまざまな資格制度とのせめぎあい(戦前以来、教職の課程認定だけが例外)

自己点検・評価と外部評価(臨教審⇒大学審議会)

1. 臨時教育審議会の設置(1984) ⇒ 文部省外からの改革圧力(「センター試験」、「大学設置基準大綱化」(実

現)「法人化」(非実現)などさまざまな提案、それを受けたさまざまな議論

2. 臨教審第二次答申(昭和 61 年 4 月 23 日)(抜粋)における評価制度の導入提言

(前略)

(6)大学の評価と大学情報の公開

(ア)大学は自己の教育、研究および社会的寄与について検証する。

(イ)大学の教育、研究等の状況について国の内外に情報を公開する。

(後略)

3. 大学審議会は、「日本の高等教育の基本的な在り方を審議することを主たる目的」とする。
4. **大学設置基準大綱化**(学校教育法、関係政令、省令改正によって 1991 年実施) ⇒ 従来詳細に定められていた教育課程(たとえば、教養課程における単位の配分)などの基準の詳細の部分が削除され、基準の要件が緩和された一方で、**教育研究の質の保証を大学自身に求めるという方針の下、大学による自己点検・評価が努力義務となる。**
5. 大学審議会答申(1998 年 10 月)において「**大学に対する外部の第三者による評価の義務づけ**」がなされる。ただし、「外部の第三者」としては、大学側が選考、任命していたという実態 ⇒ 「開かれた大学」、具体的にはステークホルダーの関与への方向性 ⇒ **大学評価・学位授与機構の設置(2000 年 4 月、国立学校設置法による)**

(教育の)質保証のための第三者評価(「認証評価機関による評価」=「認証評価」の開始)

1. 学校教育法の改正(2002 年) ⇒ 全大学が、国から認証された第三者評価機関(認証評価機関)による機関別の評価を受けることが義務化(資料参照)
2. 中央教育審議会答申(2002 年 8 月)『大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について』⇒学校教育法の改正(2004 年 4 月施行)。目的は 2 つ：
 - i. 評価結果が公表されることにより、大学等が社会による評価を受ける
 - ii. 評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る
3. 認証評価の開始(2004 年) ⇒ 財団法人大学基準協会(2004 年度から「加盟判定」「資格判定」から切り替えて)、財団法人日本高等教育**評価機構**(2004 年度から)、大学評価・学位授与機構(2005 年度から)大学評価・学位授与機構の独立行政法人化(2004 年 4 月)。同じ時に、国立大学法人化(2004 年 4 月)

学校教育法(抜粋、下線は土屋)

第九十九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機関」という。)による評価(以下「認証評価」という。)を受けるものとする。(以下略)

3 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。(以下略)

4 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準(前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。)に従つて行うものとする。

第一百条 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。(第 2 項以下略)

現代日本における大学評価事業の状況

4. 「認証評価」の基本的考え方(2015年度段階)

大学評価・学位授与機構の場合

- (1) 大学評価基準に基づく評価
- (2) 教育活動を中心とした評価
- (3) 各大学の個性の伸長に資する評価
- (4) 自己評価に基づく評価
- (5) ピア・レビューを中心とした評価
- (6) 透明性の高い開かれた評価
- (7) 国際通用性のある評価

大学基準協会の場合

- i 大学内に構築される内部質保証システムの有効性に着目した評価
- ii 自己改善機能を重視した評価
- iii 理念・目的・教育目標の達成度を重視した評価
- iv 改善報告書の評価
- v ピア・レビューの重視

5. 「認証評価」は、認証評価機関が定める基準に適合しているかどうかを判定する。認証評価機関が定める基準として、たとえば、大学評価・学位授与機構、大学基準協会はそれぞれ現在次のように定め、「大学設置基準」を満たしているかを総合的に判断する。

大学評価・学位授与機構

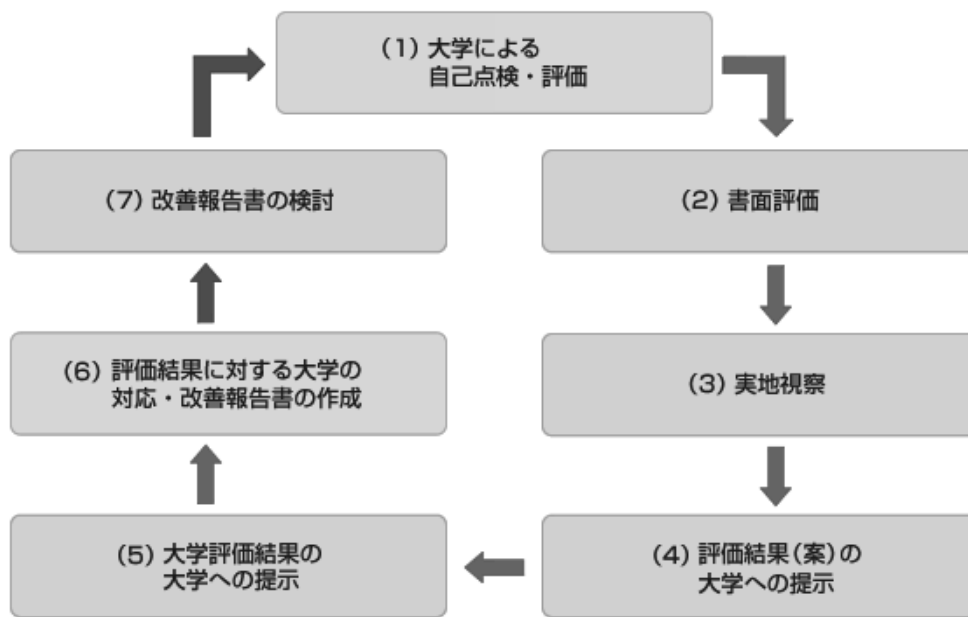
- 基準1 大学の目的
- 基準2 教育研究組織
- 基準3 教員及び教育支援者
- 基準4 学生の受入
- 基準5 教育内容及び方法
- 基準6 学習成果
- 基準7 施設・設備及び学生支援
- 基準8 教育の内部質保証システム
- 基準9 財務基盤及び管理運営

大学基準協会

- [理念・目的]
- [教育研究組織]
- [教員・教員組織]
- [教育内容・方法・成果]
- [学生の受け入れ]
- [学生支援]
- [教育研究等環境]
- [社会連携・社会貢献]
- [管理運営・財務]

6. 実施の手順(たとえば、大学基準協会によるもの)

- i. 自己評価を基礎とする
- ii. 大学評価・学位授与機構では(6)、(7)あたりが不明確
- iii. 実施視察(訪問調査)を必須としている



8. 日本の認証評価制度の特徴

- 「機関別」のみを法制化している（「プログラム評価」に関する規定はない。専門職大学院はプログラム評価に近い）。これは（アングロ・サクソンを除くと）にはめずらしい。
- 評価を受けないとき、また、評価結果が「悪い」ときに大学がどうなるかは何も決まっていない。おそらく設置認可の取消などの措置が考えられるが、そこに至る手順についての規定はない。
- 複数機関が異なる基準を定めて「競争的に」行なっている。国の高等教育システム総体としての質保証を行なうにせよ、国のシステムに属する高等教育機関としての個々の大学の（ボトムラインの）質保証を行なうにせよ、システムとしての基準の統一がないので国際的にはやや不可解かもしれない。
- 認証評価機関に対する評価制度（たとえば、国際的団体による第三者評価や国内団体相互の評価などの仕組み）が存在していない。

運営費交付金配分の検証と改善のための国立大学法人評価

1. 国立大学法人化 ⇒ 国立大学法人評価の必要性
 - i. 国立大学法人の中期目標の期間における業務の実績の評価に際しては、教育研究の状況についての評価の実施を機構に要請し、当該評価の結果を尊重すること（国立大学法人法）。
 - ii. 機構は、大学等の教育研究水準の向上に資するために、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果を当該大学等及び設置者に提供し、公表する（機構法）。
2. 評価自体は、文部科学省における国立大学法人評価委員会が行ない、大学評価・学位授与機構は「大学等の教育研究活動等の状況」を提供する。
3. 文部科学大臣が示す第1期中期目標を達成するための文部科学大臣が認可した中期計画に関する国立大学法人評価は2011年度に完了した ⇒ 運営費交付金への反映はあったが、微弱と認識されている。
4. 第2期中期目標期間に対する評価は、2016年度に予定されている。

それ以外の大学評価

1. 短期大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価 ⇒ 大学機関別評価に準じる(学校教育法に定められている)
2. 専門職大学院認証評価(法科大学院など) ⇒ 学校教育法に定められているが、プログラム評価に近い(米国における ABA によるロースクール、ALA による図書館情報学修士(MLIS 等)課程認証、AACSB によるビジネススクールなどのア krediteーション)
3. 「分野」別評価(理学、工学などの学術分野ごとに教育研究について評価を行なう) ⇒ 大学評価・学位授与機構による試行評価(2001、2002 年度)、日本学術会議による「分野の教育課程編成上の参照基準」、国立大学法人評価における「学部研究科等の現況分析」
4. プログラムの適格判定 ⇒ 日本技術者教育認定機構(JABEE)による理学、工学、農学分野の評価、日本医学教育認証評価評議会(Japan Accreditation Council for Medical Education: JACME)、薬学教育評価機構(JABPE)などによる「プログラム」認証 ⇒ ここでは国際的枠組みが大きな影響をもつ(JABEE は、Washington Accord によって日本における唯一の国際的に通用する評価の位置づけ、JACME は、ECFMG (Educational Commission for Foreign Medical Graduates) への対応がきっかけであるなど)
5. 「分野」(機能)別評価(教養教育、社会貢献などの分野について評価を行なう) ⇒ 大学評価・学位授与機構が行なった試行評価、同じく「選択的評価事項」、2012 年度からの「選択的評価」 ⇒ 「機能別評価」(2011 年度政府予算における「機能別分化」との関係)
6. 国際的な評価団体による大学評価 ⇒ たとえば、JABEE でなく Accreditation Board for Engineering and Technology(アメリカ)、あるいは、ASIIN(ドイツ)がメルボルン大学を評価するなど
7. 研究評価 ⇒ 国立大学法人評価の一部、研究資金配分等
8. メディアやその他の団体による「大学ランキング」
 - i. 国際的なもの: US News & World Report(1983)⇒上海交通大学の ARWU(2003)⇒THE, QS, etc
 - ii. 国内的なもの: 予備校による偏差値ランク; 朝日新聞社、東洋経済、日経などのメディア系

教育情報の「公表」 — 臨教審以来のもうひとつの課題

1. 「象牙の塔」という認識から、「開かれた」大学へ
2. 運営費交付金・私学助成に対する社会的説明責任
3. 消費者としての学生に対する商品としての高等教育の機能・性能・品質の保証
4. 学術と雇用における国際的流動性の基礎的情報の提供
5. (多分)以上から、**2011 年 4 月から教育情報の公表の義務化**(資料参照)
6. 「大学ポートレート」の設立、前途は多難だが。

最近の話題

1. CBHE(Cross-boarder Higher Education)
2. NQF(National Qualifications Framework)
3. Credit hour based/Competency based(*Academically Adrift* , MOOCs, Obama rating, SNHU, ...)

評価事業における大学図書館

評価対象としての大学図書館

1. 大学の一部としての大学図書館は、それ自体が大学評価において対象となることは少ない。
2. 教育のための附属施設としての図書館(情報センターとの関係)
 - i. 大学の施設の一部としての位置付け(「国立学校設置法」時代では、「大学には図書館を置く」、現在は設置基準(資料参照)による)
 - ii. その他のセンターは教員がいるので、教育組織としてリストされることが多いが、図書館は項目が別建てになっているので、「教育のための附属施設」としては挙げられないことが通例
3. 建物、保存庫としての図書館(設置基準参照) ⇒ 所蔵数などをただ書いてあることが多い(「概要」のそのままの引き写し(?))
4. 要するに、現在および近未来では教育の本質的要素としての位置づけは、自己評価の中に現われない仕組み。研究においても同様というかそれ以上。
5. 一応、大学基準協会による大学図書館基準(昭和二七年六月一七日)があるが、最近改正が昭和五七年五月一八日なことから推して知るべし。
6. ただし、アメリカの法科大学院認証(accreditation)機関(ABA)は、Law library に対して、管理運営上、予算上の自立性を要求し、実質的に大学図書館システムからを独立させることを要求している(ABA, Accreditation Standards, 602)

大学図書館と「単位の実質化」「学習成果」「学習支援」

1. 戦後の教育改革におけるアメリカ式「単位」(credit hour)制度の導入 ⇒ 講義 1 単位は 45 時間の学修を要する内容で、授業するのは 15 時間。したがって、30 時間分の自習が必要なはず。戦争直後においては、自習のための施設などが私立大学を中心に不十分であったので、弾力的に運用。かつては、「大学図書館基準」(大学基準協会、1952 年。最終改訂、1982 年)があったが、そこでも量的な基準は示されていない。設置基準では、大綱化のあと量的基準がなくなっている。しかし、今後は 1 単位 45 時間は国際的な観点からも維持されるので、その「実質化」がひとつの焦点。
2. 大学図書館としては、近年における教育支援、学習支援機能へのシフトを重要視すべき(「ラーニング・コモンズ」等) ⇒ とくに、「教育」から「学習」への用語の変化に注目すべき。すなわち、教員の教育を支援するのではなく、学生の学習を支援する機能として(授業だって、「学習支援」機能(?))。しかしこの点を正當に評価させるのは困難であるかもしれない。
3. 電子的資源による学習支援の重要性(Learning management system(LMS)) しかし、認証評価的にはあまり目立たないはず。
4. **学習成果(Learning outcomes)へのシフト**：「課程」修了から単位認定という形式の社会的な通用性の問題(一見、「単位実質化」論と不整合だが)。⇒ 就業準備としての高等教育という観点からは社会的要請は明確。(the specification of what a student should learn as the result of a period of specified and supported study.) つまり、授業の質でなく学生の学習の成果に重点が置かれている。他方で、学習成果をあまりまじめに考えすぎると、いまや人口の 8 割を占める大学修了者の質の保証を求められる(無理!)なので、むしろ、学習時間などによる高等教育機関としての学習機会提供義務履行を担保とする方向もある(米国連邦教育省、日本の文部科学省諸審議会等)

5. ただし、図書館の貢献が求められている分野であるが、自己評価にどのように寄与できるかは不明。

大学図書館に関する評価事業(自己点検・評価、LibQUAL+)

1. 1990年代の国立大学においては自己点検・評価は実施されていたが、しだいにマンネリ化していった。
2. 設置基準大綱化、認証評価・法人評価の時代になって、図書館の主體的役割が学内で十分に評価されなくなっていった。「電子ジャーナル」で存在認知はあったが、教育、研究実施のための不可欠要素とは考えられていなかった。
3. ARL の LibQUAL+導入の試み(SERVQUAL(サービスの質の評価方法)の図書館サービス評価への応用。顧客期待度と実際経験とのギャップを測定) ⇒ 筑波大における研究、東北大、千葉大における試行、慶應義塾大学・丸善の企画 ⇒ 根付いていないといつてよい(参考: 佐藤義則: LibQUAL+™の展開と図書館サービスの品質評価, カレントアウェアネス, No 280, 2004.)

大学の自己評価における図書館の役割

1. 学習支援サービスは、全般的に「単位の実質化」「学習成果」「学習支援」に貢献するものであり、かつその貢献が期待されているが、それらを明示的に図書館に帰属させることはきわめて困難。⇒ 相当の努力が必要
2. 研究支援サービスは、資源確保にとどまってしまう可能性が高いが、研究評価サービスは、図書館の専門的技能の活用としては自然かもしれない。
3. Thomson Reuters による InCite。Elsevier の商品である SciVal。
4. この両者は、大学の(研究)評価(コンサルティング)を業務の一部としはじめている。もとねたは、かれらのデータベース。
5. 教育情報公表の観点からは、教員業績のかなりが、これらの出版側サービスで捕捉されていることを考慮すると図書館の寄与は可能 ⇒ Institutional Redsaerch
6. 図書館はほとんど唯一、学生が授業時間外で自主的に学習しつつも管理された空間であるという特性をもつ ⇒ 千葉大学アカデミック・リンク・センターによる調査研究(各種の定点観測プロジェクトとインタビュー等、とくに成績情報と接続した分析)
7. これらの業務は、利用者支援ではなく、大学経営支援であることから、大学図書館と大学との関係を考える際に重要なポイント。

しかし、大学図書館の将来を考えるには評価の観点は不可欠

1. 「**基準**」が必要。基準は画一化をもたらすものではなく、コミュニティとしての共通了解を表現しているものであるはず。
2. 「**指標**」が必要。基準は、抽象的かつ専門的表現(ジャーゴン)を使って表現されがち(コミュニティとしての共通了解である以上、当然)。しかし、それでは、対学内的、対社会的責任をはたしえない。外部からも理解できるような(望むらくは)定量的な指標を設定し、目標を具体的に表現することによって達成の度合いを理解できるようにすることが説明を容易にする。
3. 「**外部性**」が必要。すでに多くの図書館で行なわれているように外部評価者による検証を行なう必要がある。

大学評価と大学図書館

土屋俊

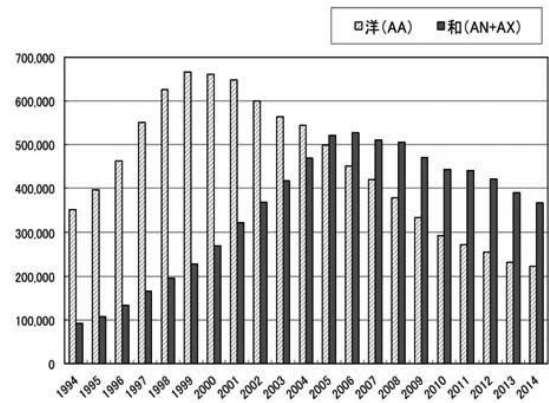
大学評価・学位授与機構

2015年7月13日

平成27年度大学図書館職員長期研修(筑波大学)にて

大学評価と大学図書館

NACSIS-ILL 1994 - 2014

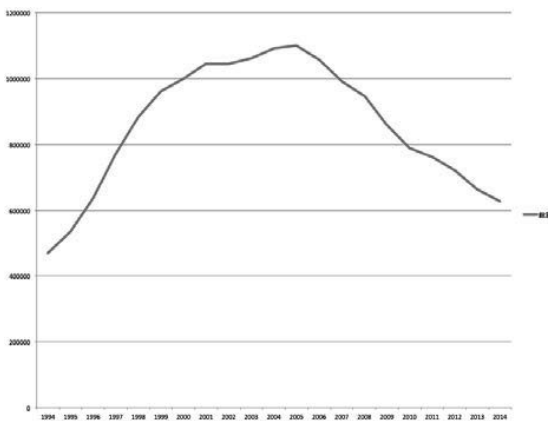


7/13/15

1/36

大学評価と大学図書館

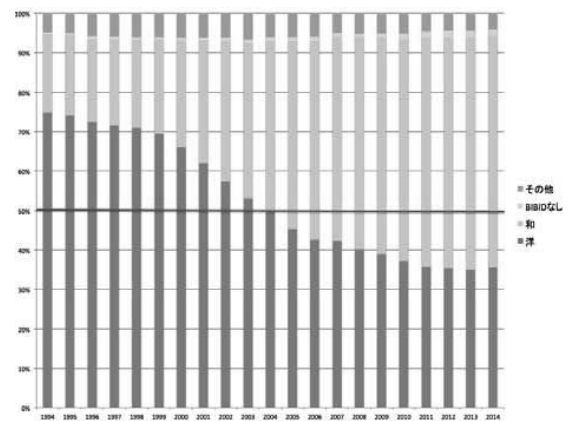
全体でみると、



7/13/15

大学評価と大学図書館

比率でみると、



2/36 7/13/15

3/36

大学評価と大学図書館

NACSIS-ILL とは何だったのか

1. 「NACSIS-ILL とは、図書館間で行われている相互貸借サービス（文献複写や資料現物の貸借の依頼及び受付）のメッセージのやりとりを電子化したシステムです。これまでの郵便による申し込みに比べ(!)、依頼メッセージが相手館にすぐ到着するため、資料が速く入手でき、利用者サービスの向上につながります。」(NIIのウェブサイトから引用)
2. 基本的には、外国(雑誌掲載)文献の効率的な共有が目的
3. 2000年度ごろからその役割に変化(洋雑誌複写減)が生じ、
4. 2004年度に和洋が逆転し、
5. 2014年度には、洋は1999年の1/3(20万件強)、和ですら2002年の水準(30万件強)となり、総計ではほぼ創立時と同水準になっている。

* システムとしても(1990)年代物である ⇒ どうしたらよいか ⇒ 検証とそれに基づく検討が必要

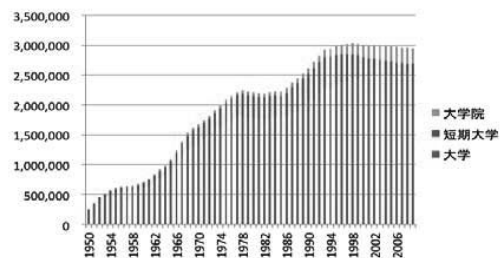
7/13/15

4/36 7/13/15

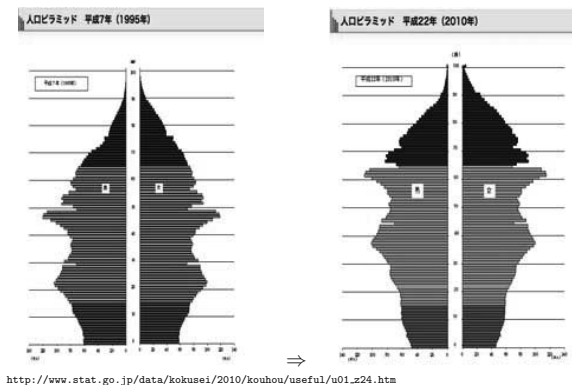
大学評価と大学図書館

大学評価の前に現代の日本における大学の状況は?

少子化しても学生は300万人から減っていない

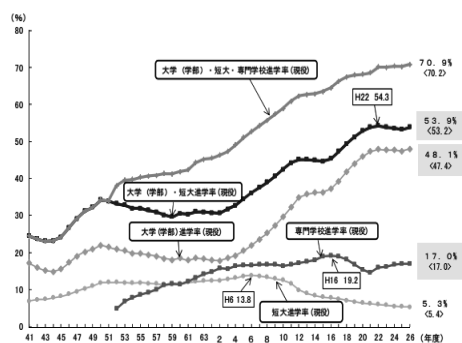


5/36



7/13/15

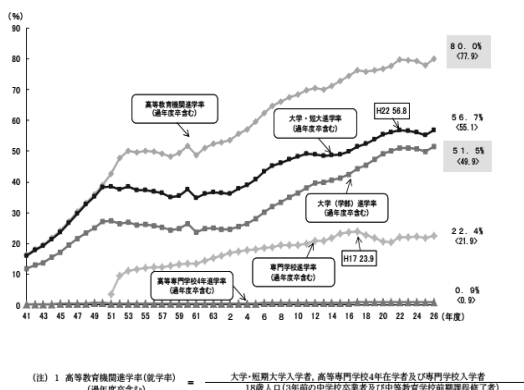
BACK



(注) 1 <>は前年度の値である(以下同じ)。
2 図中の特異値は、最高値である(以下同じ)。
3 大学(学部)進学率(現役) = $\frac{\text{大学の学部、短期大学の本科、大学・短期大学の通信教育部、同科及び高等学校・特別支援学校高等部進学生に相当する者}}{\text{各年3月の高等学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者}}$

6/36 7/13/15

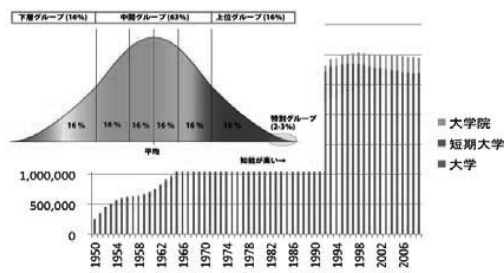
7/36



(注) 1 高等教育機関進学率(就学率) = $\frac{\text{大学・短期大学入学者、高等専門学校4年在学者及び専門学校入学者}}{\text{18歳人口(3年前の中学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者)}}$
2 大学(学部)進学率(就学率) = $\frac{\text{大学(学部)入学者}}{\text{18歳人口(3年前の中学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者)}}$

7/13/15

現在、進学率60%弱で、半数近くが推薦・OA入学



8/36 7/13/15

9/36

日本の大学を考えるいくつかの視点

- ▶ 学費を除けば他の先進国と共通の問題をもつ
- ▶ 300万人に4兆円を使う ⇒ 納税者と授業料支払い者が stakeholder

$$[(\text{国立大学運営費交付金} + \text{国立大学授業料}) + (\text{私立大学授業料} + \text{私立大学経常費} \cdot \text{施設設備費補助}) + (\text{公立大学授業料} + \text{自治体支出}) + (\text{研究助成})]$$

4~5兆円程度、基礎は一人100万円
- ▶ 8割近くが中等教育終了後も就学 ⇒ 「高等」というよりも、postsecondary/tertiary
- ▶ "Factory Model": 「大学が雇用可能性という付加価値をつけて卒業生を出荷する」
- ▶ 学生消費者主義: 「高等教育を学生が消費者として購買し、学位を資産とし生計を立てる」
- ▶ 研究資金はほとんどすべて公的資金
- ▶ 教育研究の「グローバル化」? ただし、雇用市場の国際流動化と研究人材還流 (brain circulation) の国際化は間違いのないらしい

7/13/15

- ▶ 象牙の塔: 19世紀以降社会から隔たった価値観と行動様式で特徴づけられる知識人の集団を揶揄する表現 (esotericism + (academic) elitism)
- ▶ しかしむしろ、学問の自律性の観点から「象牙の塔」であるべき (A)
- ▶ しかし、大学には「顧客」がいる。
 - ▶ 消費者本人 (= 商品) とそのスポンサー: 学習者・学生・卒業生とそのスポンサー
 - ▶ (卒業生の) 雇用者: 企業、公的団体、非営利団体
 - ▶ 知識の利用者: 各業界 (専門家)、政府、統治者
- ▶ しかし、大学が人間の集団である以上マネジメントは必要。象牙の塔は腐敗する。実際、きわめて不透明 ← 規則、権威、排他 (教員選考) 等々
- ▶ 大学を外から見て、「評価」することが必要 (B)
- ▶ (A) と (B) の相克

7/13/15

11/36

「大学評価」から質保証の国際的枠組みへ(1)

- ▶ イギリス: サッチャー改革以降 ⇒ universal access to HE ⇒ Students at the heart of the system (実は、借金させて授業料納付という制度へ(2012))
- ▶ アメリカ: 営利大学の勃興(学生の10%)、低い卒業率)、オバマの挑戦(雇用創出、世界トップへの復帰、卒業率をどうにかしろ!) ⇒ アク্রেディテーション団体へのプレッシャー ⇒ 単位時間(Credit hour)と学習成果(としての Competency)とのせめぎあい + テクノロジーの活用(たとえば Southern New Hampshire University)
- ▶ ヨーロッパ:
 - ▶ ボローニャ・プロセスからヨーロッパ高等教育圏(EHEA)へ(2010年) ⇒ European Standards and Guidelines(2015年改訂)
 - ▶ コペンハーゲン・プロセス(2002年)職業教育・訓練(VET)のEU域内協調 ⇒ 学術と職業教育の共通の流動性の基盤の創造

「大学評価」から質保証の国際的枠組みへ(2)

- ▶ ASEAN: ASEAN域内の流動性の強化(2015 統合目前)
 - ▶ ヨーロッパ・モデルによる高等教育の地域的振興政策(UNESCO、SEAMEO-RIHED 等の(国際的)高等教育振興、AQAN)
 - ▶ 旧宗主国からの「輸入」のさまざまな形態(Branch campus, Franchise, Twinning, Validation, etc.)
- ▶ 日中韓: 別方向を向きつつ協力
 - ▶ "CAMPUS Asia" ⇒ 「モニタリング」
 - ▶ 東アジアへの影響力
- ▶ アジア・太平洋地域: 高等教育輸出国オーストラリア
- ▶ 国際的な枠組み調整(National Qualifications Framework)
 - ▶ さらに、「アジア・太平洋地域における高等教育の資格の認定に関する条約」(2011年11月)
- ▶ 国際的アクレディターの跳梁跋扈(ビジネススクール、工学教育等)
- ▶ グローバルな「ランキング」の勃興隆盛(ARWU, THE, QS, Webometrics, etc.)

テクノロジーによる大学教育の改革

- ▶ MOOC/MOOCs: Massive Open Online Course(s) ⇒ 2012年に disruptive としてブーム化(Coursera, UDACITY, edX, FutureLearn, ...) ⇒ 2015年段階でブームは終結
 - ▶ 大量履修者、無料提供、インターネット活用、(映像だけでなく)授業そのものの提供
 - ▶ 完遂率の低さ、ビジネスモデルの展望がたちにく ⇒ 既存の大学システムとの共存?
 - ▶ 職業教育への「転身」
- ▶ Blended Learning/Flipped Classroom
- ▶ (州立系)通信制遠隔教育のオンライン化(UMUC, etc)
- ▶ For-profit(営利)大学の勃興(The University of Phoenix)と近年の退潮(?)
- ▶ (図書館的には) OER(Open Educational Resources)との関係 OCW というよりは、たとえば、California State University System の MERLOT

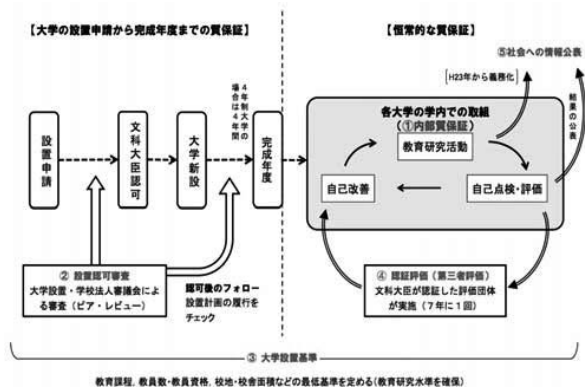
さまざまな観点から「大学評価」が必要

- ▶ 大学教育と大学教育が生み出す人材の質の保証 ⇒ 大学機関別認証評価(ただし、しきい(threshold)レベルの評価) ⇒ ただし、「プログラム」の評価は日本では専門職大学院だけ
- ▶ 資源配分の客観的根拠の確立と検証 ⇒ 国立大学法人評価
 - ▶ 分野別(?) (=「部局」別)の評価が行なわれている
- ▶ 社会的な説明責任の履行 ⇒ 教育情報公表の義務化(学校教育法) ⇒ 「大学ポートレート」 ⇒ 国公私共通の検索が可能に(2015年3月稼動) ⇒ 機関リポジトリの位置づけ
- ▶ 各大学の教育(と経営)の基礎となる客観的認識 ⇒ 「内部質保証」 ⇒ IR(Institutional Research) ⇒ 第三者評価は機関別であるが、質は分野ごとに異なる
- ▶ 国際的観点 ⇒ 国際的な枠組み調整の基盤(たとえば、ダブル・ディグリー(DD)、ジョイント・ディグリー等) ⇒ DD に関して大学設置基準の改正(2014年11月)

背景: 第二次世界大戦後日本の高等教育改革と大学評価

- ▶ CIE/教育刷新委員会/文部省(占領期)
- ▶ 大学基準協会と「大学基準」(1950年代初頭)
- ▶ 大学設置基準(文部省令)とその実施 ⇒ 1956年制定 ⇒ 1980年代までを支配
- ▶ いわゆる中教審「46答申」(「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策」)(1967年諮問、71年答申)。私学助成
- ▶ 総理府(当時)に設置された臨時教育審議会(1985年 - 1987年)
- ▶ 1990年代以降、大学審議会等
 - ▶ 設置基準大綱化を含む設置基準改正で「自己評価」が登場(1991年)
 - ▶ ⇒ 学校教育法へ(2002年、2004年施行)、同時に第三者評価(=「認証評価」)
 - ▶ 大学院重点化(1991年から2000年)
 - ▶ 「留学生10万人計画」(1983年から。2003年に達成)
 - ▶ 国立大学法人化(2004年)

現在の日本における質保証の考え方: 設置認可と認証評価の二段構え



まぎらわしい用語たち

- ▶ 大学機関別認証評価
- ▶ 専門職大学院認証評価
- ▶ 国立大学法人評価
- ▶ 分野別評価
- ▶ プログラム別評価
- ▶ 自己点検・評価； 外部評価； 第三者評価
- ▶ 「大学ランキング」

7/13/15

認証評価 (Certified Accreditation and Evaluation)

- ▶ 「教育研究等 (=教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備 (同条第 1 項) の総合的な状況について) (学校教育法第 109 条第 2 項) 「7 年以内」 (政令) ごとに評価を受ける ⇒ 教育 (学習) の質の保証 (同条)
- ▶ 認証された評価機関による評価 (=認証評価)
 - ▶ 大学基準協会 JUAA (財団法人、会員制)
 - ▶ 日本高等教育評価機構 JHEE (財団法人、会員制)
 - ▶ 大学評価・学位授与機構 NIAD-UE (独立行政法人) 2016 年 4 月名称変更 「大学改革支援・学位授与機構」(NIAD-QE)
- ▶ 大学からの求めにより、大学評価基準に従って行う (法 109 条第 4 項)
- ▶ 評価結果の扱い、評価を受けなかったときの罰則の規定はない
- ▶ 2004/5 年から 2010/11 年までに (原則として) 全大学第 1 サイクル終了
 - ▶ 大学教育の運営、質の向上には貢献 (シラバス、授業時間、「単位」、「ポリシー」等)
 - ▶ 社会的な認知はいまひとつ

18/36 7/13/15

19/36

認証評価の基本的考え方

- ▶ 目的
 - ▶ 各大学について日本の大学としての基本的条件を見たしている (質保証、quality assurance)
 - ▶ 評価結果を踏まえて大学等が自ら改善、向上を図る (質向上、quality enhancement)
 - ▶ 評価結果が公表されることにより、大学等が社会による評価を受ける (社会的説明責任、social accountability)
- ▶ したがって、
 - ▶ 自ら定めた理念・目的・教育目標 (個性) を尊重
 - ▶ 法令遵守はチェックするが総合的に判断
 - ▶ (大学コミュニティによる) 評価基準の共有とピアレビューの重視
 - ▶ 国際的に通用する評価、国際的に通用する大学システム
- ▶ 評価結果の表現は (機関によって) さまざま。「基準を満たしている」「適格」「不適格」「保留」等々

7/13/15

基準 (大学評価・学位授与機構の場合)

- 基準 1 大学の目的
- 基準 2 教育研究組織
- 基準 3 教員及び教育支援者
- 基準 4 学生の受入
- 基準 5 教育内容及び方法 (学士課程, 大学院課程 (専門職学位課程を含む))
- 基準 6 学習成果
- 基準 7 施設・設備及び学生支援 (≠ 図書館はもっばらここ)
- 基準 8 教育の内部質保証システム ⇒ これがむずかしい
- 基準 9 財務基盤及び管理運営
- 基準 10 教育情報等の公表

20/36 7/13/15

21/36

手順 (大学評価・学位授与機構の場合)

1. 評価機関の選択
 2. 自己評価書作成研修
 3. 自己評価書作成・提出 図書館の位置づけは微妙
 4. 自己評価書にもとづく評価原案の作成 (評価チーム)
 5. 追加資料の要請
 6. 質問項目 (書面、訪問調査時) の確定
 7. 訪問調査 (2 日間) まず確実に図書館を訪問
 8. 評価報告書 (案) の作成・送付
 9. (もしあれば) 意見申し立て
 10. 意見申し立ての審査
 11. 評価報告書の確定・通知・公表
- ▶ 評価チームは、学長 (経験者) クラスの主査と分野ごと、高等教育の専門家の委員数名 (つまり、「ピア」) からなる

7/13/15

その他の「大学評価」(1)

- ▶ 専門職大学院
 - ▶ 法科大学院、ビジネススクール、教職、ファッション、等々
 - ▶ 国際的評価機関も存在するので、国による保証の意味は複雑
 - ▶ 機関別ではなく、「プログラム」の評価 ⇒ 内容に立ち入る
 - ▶ ここでは、図書館が単独項目となることが多い
- ▶ プログラム評価 (多くの場合、職能に関連する)
 - ▶ 「大学院」ではないが、薬学 (JABPE)、医学 (JACME) 等の分野における同業者評価が立ち上がりつつある (すでに、工学分野では JABEE がある)
- ▶ 大学評価・学位授与機構の選択評価
 - ▶ 研究の状況
 - ▶ 地域貢献の状況
 - ▶ 教育の国際化の状況

22/36 7/13/15

23/36

その他の「大学評価」(2)

- ▶ 政策評価としての国立大学法人評価
 - ▶ (独立行政法人評価に準じて) 文部科学省国立大学法人評価委員会が実施し、つぎの中期目標達成のための予算措置に反映させる
 - ▶ 大学評価・学位授与機構が大学等の教育研究活動等の状況について評価
 - ▶ 「研究」の評価はもっぱらこちらが行なっている ⇒ ビブリオメトリクスのデータの活用へ
 - ▶ 評価結果は点数化され、運営費交付金の配分に(わずかに)影響を与えた(第1期、平成23年度)しかし、昨今の文部科学省の政策では、運営費交付金各年配分のための「指標(KPI)化」が求められている。
 - ▶ 第1期では、暫定評価と確定評価を実施(第2期(2016年実施)は暫定評価はしない ⇒ 第3期では「暫定」をする
- ▶ 「ランキング」(ジャーナリズム等)
 - ▶ 消費者保護、透明性、“reputation survey”利用、ビブリオメトリクス利用

7/13/15

大学評価における大学図書館

- ▶ ひとことでは、相手にされていない。⇒ 直接的「ポイントゲッター」ではない
 - ▶ 収入で評価できない
 - ▶ 「成果」は測定できない
 - ▶ かるうじて、蔵書数? 入館者数? 貸出冊数?
- ▶ 一般に、インフラ系は直接の評価の対象になりにくい
- ▶ つまり、検討すべきことは、
 - ▶ どう位置づけられているか
 - ▶ 学習支援(「教育支援」とはもう言わない)における役割(研究との関係はあまり問わない)
 - ▶ 図書館からの貢献のあり方

24/36 7/13/15

25/36

図書館の位置づけ

- ▶ 附属施設としての位置づけ
 - ▶ 教育組織ではないので、認証評価では「さらっと」扱われる。出てくるデータも蔵書数、開館時間などなので、普通は誰も気にしない。(法人評価では相手にもされない)
 - ▶ せいぜい、自習の場としての機能(でもこれは結局開館時間のこと)
 - ▶ しかし、2014年くらいから「ラーニング・コモンズ」が「優れた点」として取り上げられるようになってきている
- ▶ 情報関連施設としての位置づけ
 - ▶ しかし、ICT環境整備は、「センター」の仕事と認識されている
 - ▶ 機関リポジトリはあまり見えない
 - ▶ (ラーニング・コモンズはどうやってアピールするべきかわからない ⇒ 去年のスライドでこう書いた)
 - ▶ 機関リポジトリは「教育情報公表」とあまり結びつけて考えられていない

7/13/15

教育のための附属施設としての図書館

- ▶ 大学の施設の一部としての位置付け(「国立学校設置法」時代では、「大学には図書館を置く」。今は大学設置基準第36条、第38条)
- ▶ その他のセンターは教員がいるので、教育組織としてリストされることが多いが、図書館は項目が別建てになっているので、「教育のための附属施設」としては挙げられないことが多い
- ▶ しかも、基準の解説を見るといまだに建物、保存庫としての図書館 ⇒ 「蔵書数」、「面積」
- ▶ すぐ「司書」と呼んでしまう元教員の評価委員
- ▶ 図書館が変わりつつあることを、図書館側から主張しないと変わらない。基準は同業者による基準なのだから

26/36 7/13/15

27/36

大学設置基準第36条

第三十六条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

- 一 学長室、会議室、事務室
- 二 研究室、教室(講義室、演習室、実験・実習室等とする。)
- 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室
- 2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。
- 3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。
- 4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。
- 5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。
- 6 夜間において授業を行う学部(以下「夜間学部」という。)を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。

7/13/15

大学設置基準第38条

第三十八条 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。

- 2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。
- 3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。
- 4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。
- 5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。

28/36 7/13/15

29/36

大学における学習支援の基盤としての図書館

- ▶ 単位と勉強時間
 - ▶ 45 時間の学修内容の修得に対して 1 単位
 - ▶ 授業は 15 時間。したがって、30 時間の自習が必要?
 - ▶ 週 40 時間とすると、600 時間。これを 45 時間で割ると、、、
 - ▶ 現実と乖離? でも、アメリカでも同じ考え方だとすれば、、、(DOE は、2012 年に法制化した)
- ▶ 自習環境としての図書館
 - ▶ 整備は必要だが、自己評価に盛り込みにくい
 - ▶ しかし、学習成果 (learning outcomes) への関心のシフト
 - ▶ しかし、最近の展開はもう一歩先を考えられる

7/13/15

政策面の動向

学生には事前準備・授業受講・事後展開を通して主体的な学修に要する総学修時間の確保が不可欠である。一方、教育を担当する教員の側には、学生の主体的な学修の確立のために、教員と学生あるいは学生同士のコミュニケーションを取り入れた授業方法の工夫、十分な授業の準備、学生の学修へのきめの細かい支援などが求められる。(p.10)

このような観点から、本審議会は、学生の主体的な学びを確立し、学士課程教育の質を飛躍的に充実させる諸方策の起点として、学生の十分な質を伴った主体的な学修時間の実質的増加・確保が必要であると考えた。(p.11)

(『大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～』(答申)平成24年8月28日 中央教育審議会)

7/13/15

教育情報公表の義務化

- ▶ 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。(学校教育法 113 条)
- ▶ 実際にはあまり公表されなかったもので、私立大学については、公表の程度を私学助成に反映(2011 年から)
- ▶ さらに、大学分科会提言を受けて、学校教育法施行規則の改訂(第 172 条の 2. 2011 年 4 月施行)
- ▶ 2015 年春から、『大学ポーレート』運用

7/13/15

大学設置基準第 21 条

第二十一条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。
2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。
 - 二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。
 - 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

30/36 7/13/15

31/36

OER と MOOC

最近の動向(教育ICT化)

- 2012年はMOOC元年
 - Massively Open Online Course が実現しつつある?
- 「教室授業」と「事前・事後学習」との相対的関係の逆転 => Flipped Classroom => 学習の本体は教室の外で
 - 従来の授業内容は教室の外で、onlineで
 - 教室では、グループ学習 => 教員の役割の変化 => いわゆる「教育支援者」の役割の重要性
 - しかし、教室はグループ学習に向く環境か? => 図書館のほうがよい? (discoveryとcontentの提供)

32/36 7/13/15

33/36

図書館の役割

- ▶ 図書館自体の評価への取り組み
 - ▶ (外部評価にとりこまれず) 形骸化した自己評価から改善を志向する自己評価へ
 - ▶ データの収集だけでなく、分析も(自己評価書の図書館部分の記述は「弛緩」している)
 - ▶ どういう「施設」であるかの自己了解の変更を(研究 => 学習)
 - ▶ 社会貢献は、図書館の一般市民利用でかならず参照されるが、あまりインパクトはない。貸出、カタログ共有化(しかし、所詮補完的) => おそらく自己満足
- ▶ 大学評価への貢献(自大学について)
 - ▶ 研究評価における(および、それに基づく戦略立案について)ピリオドメトリクス手法の活用 (Impact Factor, SciVal/InCite, ORCID, DOI(JaLC)、)、(しかし、図書館には売りに来ない) => URA との競合、協力、のつとり
 - ▶ 学習の質向上への貢献の可視化(図書館こそが学習の場!)
 - ▶ 機関リポジトリは教育情報の公表の観点から位置づけ

34/36 7/13/15

35/36

まとめ: 大学評価と大学図書館

- ▶ いずれにせよ、評価と質保証の時代であることは確実
- ▶ したがって、主体的取り組みをすべき
- ▶ 具体的には、
 - ▶ 学習の場として再構築し、その貢献を結果として示す
 - ▶ スペース (資料の保存閲覧の静寂から共同学習空間の喧騒へ)
 - ▶ 学習支援人材としての図書館員
 - ▶ コンテンツ (Discovery を含む)
 - ▶ 学習経験の追跡、捕捉、評価 (教員への働きかけ)
 - ▶ URA を乗っ取る ⇒ 研究評価業務に「加担」し、かつ、大学の研究戦略への積極的貢献 (データがビブリオメトリクスであるので図書館員向きなはず)
- ▶ 基準をみずから提案し、可能なかぎり指標化を行ない、外部性を担保することが必要